

小値賀町議会第二回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
隆

弘 勇 隆 忠 義 英 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中山	筒井	谷村	西村	中川	吉元	熊脇	蛭子	升水	尾野	尾崎	松本
憲道	敏章	英敏	良一	久之	一也	勝也	一也	晴市	裕司	英昭	孝三	充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 大
永 田
清 一
美 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十二年六月十七日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 議案第三九号 平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第四〇号 平成二十二年小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第四一号 平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第四二号 平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第四三号 平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第四四号 平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
- 第八 議案第四五号 平成二十二年小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）
- 第九 議案第四七号 地産地消古民家レストランの指定管理者の指定について
- 第十 議案第四八号 古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について
- 第十一 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十四 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十五 議員派遣の件について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第三九号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（中川一也） おはようございます。

議案第三九号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

今回の補正は、人事異動及び子ども手当創設に伴う人件費の補正、各会計前年度決算に伴う繰越金の計上と会計間繰入金
の調整、燃油上昇に係る漁業者に対する補助金、中長期滞在型観光システム展開事業、世界遺産関連行動計画策定事業等が
主なものでございます。

第一条は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八千七百五十万円を追加し、予算総額を二十四億三千百五十
万円とするものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十四款・県支出金、一項・県負担金、三目・衛生費県負担金、二節・老人保健事業負担金を十五万五千円減額
し、補正後の県負担金の総額を五千四十九万一千円としております。二項・県補助金、四目・農林水産業費県補助金、二節・
林業費補助金を三十八万二千円増額、五目、一節・商工費補助金は、長崎県アイランダー路線廃止に伴う地域活性化事業支

援交付金で、九百八十万円計上、同じく八目・教育費補助金、四節・社会教育費補助金は、世界遺産保存・活用等行動計画策定事業補助金二百二十万円を計上、補正後の県補助金の総額を一億三千三百八十六万五千円としております。三項・委託金、一目・総務費委託金を一万一千円増額し、補正後の県委託金を一千八百三十三万円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目、一節・振興基金繰入金は、平成二十一年度に続き小値賀町元気再生まちづくり助成金に充当する三千四百三十三万二千円と、公共事業等に充当する基金市町村配分金六百二十万円でございます。補正後の基金繰入金を三千七百九十五万一千円としております。同じく二項・特別会計繰入金、三目、一節・介護保険事業特別会計繰入金四百十五万円、四目、一節・国民健康保険診療所特別会計繰入金一千三百万円補正し、補正後の二項・特別会計繰入金の総額を一千七百十五万三千円としております。

十八款、一項、一目・繰越金一千九百五十五万六千円を増額し、補正後の前年度繰越金を三千九百五十五万六千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目、四節・雑入の九十二万四千円の増額は、国保連合会のモデル事業補助金九十万円が主な内容で、補正後の四項・雑入の総額を三千九百三十五万九千円としております。

歳出について申し上げます。

一款・議会費は、人件費の補正で、各節のとおり三十一万一千円を補正し、補正後の議会費の総額を五千四百五十八万四千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二千七百二十二万円の増額は、小値賀町元気再生まちづくり助成金三千四百三十三万二千円と人件費に係る補正でございます。三目・財政管理費三十一万一千円の増は、人件費、五目・財産管理費は、財政調整基金積立金四千四百七十万円、六目・企画費はイタリア・パンテレリア島との国際交流に係る経費五十五万円を計上、八目・空港費は、小値賀空港活用推進のための旅費及び補助金の補正二十六万三千円でございます。補正後の一項・総務管理費を四億八千八百八十六万七千円としております。二項・徴税費、一目・税務総務費は、子ども手当五十三万円、共済費三百八十七万五千円を補正、補正後の徴税費を三千六百三十二万九千円としております。三項、一目・戸籍住民基本台帳費を一万七千円補正し、一千四百七十七万円としております。四項・選挙費は、四目・参議院議員選挙費で、需用費と備品購入費の節間組み替え十万円でございます。五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を一万三千円補正し、

補正後の統計調査費を三百三十四万六千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費で人件費四十四万七千円増額、三目・老人福祉費は敬老祝金百二十六万円の節間組み替え、四目・障がい者福祉費は、日常生活用具給付費六十二万円の節間組み替えと、地域活動支援センター改修工事六十万円の追加計上でございまして、補正後の社会福祉費を二億九千三百二十八万四千円としております。

二項・児童福祉費は、三目・児童福祉施設費で、笛吹保育所の人件費二十四万五千円、十一節、保育所の雨漏り修繕料百五十万円の計上で、補正後の児童福祉費を五千七百一十一万五千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費は、保健師の退職等による二節・三節・四節の人件費で七百九十五万円の減額補正、二十三節・償還金は、保健事業に係る国県負担金等の精算返還金で七十三万六千円の計上、二十八節・繰出金八百三十七万七千円の減額計上、三目・環境衛生費に十三節・委託料十万八千円を計上、四目・健康増進費各節に国保モデル事業分五十三万六千円を追加計上し、一項・保健衛生費の総額を一億二百三十一万七千円としております。

二項・清掃費、一目・塵芥処理費は、人件費及び修繕料で九十九万四千円計上、二目・し尿処理費に人件費二十八万六千円計上、補正後の清掃費を八千五百四十五万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費は、職員人件費及び賃金・委託料の節間組み替えて四百八十二万七千円を計上、三目・農業振興費は、賃金・委託料の節間組み替え及び十四節、使用料及び賃借料で八万六千円を計上、一項・農業費の総額を一億七千三百三十八万六千円としております。

二項・林業費、一目・林業振興費は、松くい虫航空防除事業に係る委託料等四十万九千円を計上、補正後の林業費を二百十八万六千円としております。

三項・水産業費、一目・水産業総務費二万五千円を減額、二目・水産業振興費で、燃油価格上昇による漁業者負担に対する補助金で、十九節、六百万円を計上、五目・漁港建設費に二十九万二千円計上、三項・水産業費の総額を一億三千六百七万六千円としております。

六款、一項・商工費、一目・商工総務費百七十七万七千円は、人件費及び消費者生活相談事業に係る事務費補正でございませぬ。

三目・観光費は、中長期滞在型観光システム展開事業で、十三節・委託料九百八十七万五千円の計上が主なもので、補正後の商工費の総額を一億三千二百三十一万五千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費は、人件費の補正と、下水道事業特別会計繰出金の減一千五十六万四千円で、補正後の土木管理費の額を一億二十八万五千円としております。

三項・住宅費に、斑町有住宅の改修工事費五百

万円を計上し、補正後の住宅費を一千三百五十三万四千円としております。

八款、一項・消防費は、第三分団の長崎県操法大会出場に係る経費九十二万九千円を追加計上し、補正後の消防費を九千七百七十三万一千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費、人件費二十五万五千円計上し、補正後の教育総務費の額を三千三百九十四万二千円としております。六項・幼稚園費を六千円減額し、補正後の幼稚園費を二千五百七十一万四千円としております。七項・社会教育費、一目・社会教育総務費に十六万六千円計上、五目・文化財保護調査費二十一万四千円を減額、七目・世界文化遺産登録推進事業費は、世界遺産関連資産保存管理活用計画策定事業に係る四百四十五万円を計上し、補正後の社会教育費の総額を七千五百六十五千円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金は、二十一年度決算繰越金の増額により四百五十万円減額し、補正後の特別会計繰出金を一千三百五十万円としております。

十三款、一項、一目・予備費を百六万四千円補正し、補正後の額を五百八十七千円としております。以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十四款・県支 出 金

松 永 議 員

九番（松永勇治） 三項・委託金、一目・総務費委託金の、四節・統計調査費委託金、統計調査員確保対策事業九千円、経済センサス調査区管理二千円と、数字は小さいわけですが、初めてあれする委託金でございますのでお尋ねしますけれども、統計調査員確保対策事業委託金九千円のうちゅうのは、どういふんですか。

議長（横山弘藏） 総 務 課 長

総務課長（西村久之） お答えします。

各種の統計調査員さんが不足しておりますので、それを確保するために国から事務費として九千円いただくものでござい

ます。あらかじめ確保するために国からもらう交付金でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 教育費の県補助金、世界遺産保存の二百二十万ですけども、今、どの程度まで進んでおられますか。進行状況をお伺いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

世界遺産関連で説明いたしますと、県が今五市二町分の推薦書を作成中でございます。そして、各五市二町がですね、重要な文化的景観の調査保存計画をしております。そのうち、平戸市が二十二年の三月にですね、国の方から選定を受けて四月一日で重要な文化的景観に選定されております。それで、各五市二町が重要な文化的景観に選定されますと、国に申し入れをして、国がユネスコに出すというふうな形で、いまだ申し出する時期が未確定でございます。

そして、小値賀町での重要な文化的景観は、事業の進捗を説明いたしますと、今現在、文化庁の方に申し入れを、野崎、本島、大島ですね、重要な文化的景観を申し入れするようにしております。そして、七月に申し入れをしますと、十月の文化審議会に諮って、それに応じて国の選定が決まるというふうな流れでございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 町長の行政報告にもありましたように、井上調査官、文化庁の方がいらつしやつて、そのときに、重要な文化的景観の話もされたと思うんですけど、感触はどうでしたでしょうか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

小値賀町の文化的景観は大変興味深いものであり、大変貴重なものだというふうな高い評価を得ております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 確認をします。

先ほどの質疑の中でも出ましたけども、答弁の中に、今のところの世界遺産保存・活用等行動計画策定なんですけど、七月に作って十月に認められるという流れという説明でしたが、この行動計画は七月まで作れという県の方の意向ですか。

所謂、期限はどこまでに切られてるかかっていうこと、お伺いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えします。

私が今説明したのは、小値賀の重要な文化的景観の申し出の期日を説明いたしました。それで、この事業につきましましては、本年度中、三月いっぱい計画策定になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二項の県補助金で、農林水産業費の補助金で、松くい虫の事業損失補償金となっておりますけれども、この事業の内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

これは、松くい虫防除事業のヘリコプターの委託でありまして、これは県下一斉の全部のヘリコプター防除の入札を県の方が行っております。その結果、小値賀で行っている面積に応じて会社と契約するわけですけれども、その際、必要経費が三百三十八万五千七百二十五円、予算が三百万四千円でしたので、不足分を今回計上しております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今回の専門幹の話では、面積によって金額が決まるということですが、今回はですね、たばこ耕作組合の関係で、浜津地区の一部と柳地区の一部が空中散布をしております。その中で多分面積も減つてると思うんですけど、ここで、あえて県の方が出してくれたのかなあと思いますけども、その辺のちょっと説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

先ほど、県の方で入札しているということで説明しましたけれども、額がですね、どうしてそのようになったかということとは、こちらの方では判りません。ただ、入札する段階で高くなっているということは間違いありません。県全体の面積が少なくなつて、結果的に入札で高くなったものなのか、ちょっとそこら辺は把握しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰 入 金

松永議員

九番（松永勇治） 振興基金の繰入金の、基金市町村配分金分六百二十万円の充当先を教えてください。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この充当先につきましては、三款、一項、四目の、障がい者福祉費に四十万、それと、七款、三項、住宅管理費、これに四百六十万、それと、三款、二項・児童福祉費の、児童福祉施設費に百二十万充当しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十八款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

松永議員

九番（松永勇治） 雑入ですが、健康日本21推進支援モデル事業補助金、これ国保連合会のモデル事業つちゆうこととでございませけれども、このモデル事業の内容を教えてください。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、ここ数年、国保連合会の方から補助金をいただいて継続事業としてさせていただいておりますが、今年度も申請の結果、採択されてですね、今回の補正ということになりました。

この事業の内容につきましては、高血圧の患者さんに対して予防を行います高血圧関係の血圧相談、或いはいろんな訪問指導、それから糖尿病教室、そういった健康教育に関する事業を展開しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・総 務 費

松 永 議員

九番(松永勇治)

総務費の、一項・総務管理の中で、三点ほどお尋ねをいたします。

一目・一般管理費、十九節・負担金、補助及び交付金、小値賀町元気再生まちづくり助成金三千四百四十三万二千元は、振興基金を活用しての計上ですが、助成先と事業の内容。

それと、二番目に、五目・財産管理費、二十五節・積立金、財政調整基金四千四百七十万円今回補正を加えた現在高。

それと、三番目に、提案理由の説明の中で、イタリア・パンテレリア島との国際交流に係る経費を、六目・企画費、ここに計上しておりますが、十一節・需用費、これは食糧費となっております。それから、十九節・負担金、補助及び交付金の十五万円ですね、これの積算内容。どうしてこういうふうになってるのか、内容を説明して下さい。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

企画費の中の、負担金の十五万円の内訳はですね、パンテレリアから十名来る予定になっておりますけども、その方たちの宿泊代、七千五百円掛け二日の、十名分の十五万円でございます。

それから、食糧費につきましては、人的交流、文化交流、産業の振興、海底遺跡等の協力をするという協定と言いますか、それをするための交流会を予定しております、その分の四十万円でございます。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(中川一也) もう一つのご質問の、財政調整基金のこの補正額を加えたところの残高でございますが、一億五千七百二十二万六千四百八十八円になります。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(西村久之) もう一点の、小値賀町元気再生まちづくり助成金につきましては、民都機構からあらかじめ五千万円いただいております、二十一年度に支出した分一千八百五十六万八千円の残りの三千四百四十三万二千元で、これは今、松永邸をしておりますけども、そこに充当する予定でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 空港費の、空港利活用検討会旅費補助金十三万五千円ですけども、これの内容についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

このたびの補正は、空港の利活用検討ということで、今、協議の相手となってもらっております岡山から来てもらうときの二回分の宿泊費と、それと、飛行機でこちらの方へお見えになることもございますので、今までちょっとその点はこちらの方から何も対応してなかったんですけども、その分の航空機の燃料代をこちらの方で負担させていただこうということで計上させていただきました。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） その後、その岡山航空は、どのような接触状況になってますか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

その後の状況につきましては、メールで一度、私が代わりましたので、挨拶程度ということになっておりますけども、一度お会いして今後の利用等につきましては協議をしたいというふうなお返事はいただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊 藤 議 員

七番（伊藤忠之） ただいまの小辻議員の質問に関して関係ありますのでお伺いしますが、とにかくもう来年の三月いっばいで小値賀空港が閉鎖になるですね、そのためにはやっぱりその岡山航空とかの利活用をですね、早急に急ぐべきじゃないかと思うんですけども、町長はどのように考えてますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） この問題につきましては、早くですね、結論を出すということで一応予算等もですね、今までが西大篠先生関係でちょっと来ていただいたと、それはまあ観光で来たということですが、今度はビジネスですね、話し合いということになるということだもんですから、予算を組ませていただいたわけですが、今後、早急にですね、結論を出して、また県の方は県の方をお願いに行くというふうにしたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

松永議員

九番（松永勇治） 十三頁。一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費、二十八節・繰出金、国保診療所特別会計繰出金は、

二十一年度が三千二百三十八万五千円、本年度が今回七百万減額しますと、二千九百万円になります。

そして、簡易水道特別会計繰出金は、二十一年度が三千九百十三万四千円、本年度は今回、百三十万七千円減額して二千八百七万二千円と…。

こうした早い時期にですね、こういうふうには減額するということは、何かの要因があるわけですか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

今回、国保診療所の補正予算の方でも計上いたしておりますけど、繰越金で三千七百二十二万七千円ほど…。

当初予算が一千万計上しておりましたけど、実際は三千七百二十二万七千円の繰越金が出ましたので、一般会計繰入金を七百万減額いたしましたして、残りの一千三百万円を繰出金の方で一般会計の方に繰り戻し補正をいたしております。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

簡易水道も、今の診療所と同じようにですね、前年度繰越金がですね、当初百万円みとったんですけれども、今回、百六十四万二千円増えまして、二百六十四万二千円が前年度繰越金になりますので、その分一般会計繰入金を減らしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 繰越金が余計出るのがおかしいんですね。要らないものは要らないでいいんですけれども、そして早い時期にこうしてあれしますと、また補正するというようなことにならないように、ひとつ注意して執行して下さい。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

松永議員

九番（松永勇治）

三目・観光費、十三節・委託料、中長期滞在型観光システム展開事業委託料は、説明では長崎アイランド―路線廃止に伴う地域活性化事業支援交付金九百八十万円を充てて、九百八十七万五千円の計上となっておるようです。

それで、委託先とですね、委託料のうちゅうのは、普通、対価的なものが、目に見えるものがあるものはいいんですけれど、こうした活性化事業に充てた場合ですね、もちろんなされているとは思いますが、目に見えない活性化事業もあります。

そうした場合に、こういう大きい金でも少ない金でも一緒ですが、医療健診とかですね、保守点検、設計監理委託料などはちゃんとした対価的なものが見えますけども、こうした活性化事業にあれした場合に、その委託先との委託契約はとっているわけですか。内容についての…、効果が判るような、後で実績報告ですね、実績ですね、お尋ねします。

議長（横山弘藏）

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也）

お答えいたします。

まず、委託先につきましては、小値賀観光まちづくり公社の方と委託契約をするようにしております。

それで、内容と言いますか、その目に見えない等との委託かれこれについてはですね、事業計画の中で、まちづくり公社が持っている旅行業の商品開発とか、それから各都市部ですね、福岡とか関西・関東とかのマーケットの開発の事業とか、それらをまとめて誰かそういうのを一本化してシステム化する、また人材も必要になってくるかと思っておりますので、そういったことに充てるような事業の計画を立てております。

で、実績と言いますか、そういう面につきましては非常に難しい面もあるんですけれども、鋭意努力いたしましたし少しでも観光客の誘致にですね、努めたいというふうなことを、委託の中でも謳っていききたいと思えますし、やらせていききたいと思っております。

議長（横山弘藏）

松永議員

九番（松永勇治）

これはですね、昨日、全体事業計画はもらつとるわけですけど、「二十二年度に新たなマーケットの観

光客誘致による地域活性化を図るまちづくりを本格稼動するに当たり、オペレーションシステムの構築、マーケティングによる旅行業商品の開発とか」、いろいろ書いてありますが、こういうふうなものがですね、実際に係数として上がってこないわけですね。

ですから、その実績報告なりやっぱり出してもらわんとですね、ただポンとやって「お願いしますよ。」では、信用しないわけではありせんけれども、やっぱりこうした効果がどういうふうにあるのかっちゅうことは、ちゃんときちんとした実績報告なり、この事業に対してどういうふうな効果があったのか、ちゃんと出してもらわなければ、ただポンと委託するということだけでは、ちよつと私たちも住民からですね、やっぱり声もありますので、いろいろと…。

やっぱりそこんところはきちんと、いつでも係数的に見えるような、実績報告をしてもらわんといけないと私は感じますが、その点どうお考えですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 実績につきましては、この事業につきましては、これから始まる事業でもありますので、この期間が一応来年の三月三十一日と、委託期間がなっておりますので、その際にはですね、しっかりとした実績の報告はさせていただきますというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） ただいまの質問と関連してお尋ねをします。

この中でですね、ブラッシュアップ事業っちゅうのがあるんですけども、この内容が判りましたら説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） ブラッシュアップ事業と申しますのは、例えば、今持っている技術がありますけども、それに更に磨きを掛けた、一段上と言いますか、そういう段階的な意味で捉えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

浦 議員

五番（浦 英明） 工事請負費五百万ですね、これは斑の住宅改修工事なんですけども、これは昨日の繰越明許費の中で、

一千二百万ぐらいやったですかね、四戸の改修工事があつたんで、この分はまだ終わってないようだったんですけども、これが終わらない中に、またこうして本年度の第一回目の補正で五百万を計上されておりますけども、その内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、前回の三月議会の折に、斑の元教員住宅をです、町有住宅としてますけれども、その改修工事として一千二百万円計上しておりました。

それで、現在ではすね、繰越事業ということで、今年度工事をするわけなんですけれども、設計委託をです、委託をして今実施設計を組んでおります。その実施設計の中でどうしても当初一千二百万の予算を計上する折にすね、うちの方のちよつとミスなんですけれども、外溝分の、建物の外の部分の水道管の敷設替えとかです、下水道の配管とか、共同アンテナとかです、給湯施設の外の配管とか、そういうのを見積計上をミスっております、その分を今回計上させていただきますました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

松永議員

九番（松永勇治） このことについては、歳入の方で小辻議員も質問されているようですけれども、七目の、世界文化遺産登録推進事業でございます。それに今回、四百四十五万。これは二百二十万の県補助金を充ててるようですけれども、もう一度内容を聞かせていただませんか。教えていただませんか。簡単にいいです。さつき、小辻議員が聞かれたようですけど…。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

長崎県が、世界遺産登録に向けて事業を進める中で、構成資産の活用計画というのを作らなければいけないようになっております。そのために、各市町が構成資産となる資産について各町でどのような活用をするのか、保存計画をどのように作るのかというふうなことを策定しなさいというふうなことで補助をいただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの、教育費の社会教育費の、世界遺産の関連の管理活用計画ですが、これは委託というふうになっておりますが、これは自前で出来ないものなんですかね？

結構うちには優れている人間もいると思うんですが、これ、委託をしなきゃいけないんだろうかと、それほど専門的なものなんでしょか、伺っておきます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今現在、世界遺産関連につけて重要文化的景観の取り組みをしております。その中で選定申し入れと、そして保存管理計画、そしてその価値の調査、資産のですね、をしている状況です。それを今、二名で行っております。

そして、また新たにこの事業が入ることで事務処理がですね、大変複雑になりました人員的に無理だろうということで、県の方も委託で標準的なマニュアルを県が二十一年度で作っておりますので、そのマニュアルを基にして業者に委託すると、五市二町全部委託調査をするということと統一しております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） それでは、業者は五市二町、同じ業者に委託するということになるんですか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

業者につきましても、各市町の裁量に任せるといふような形で指示を受けております。

ただ、調査の内容につきましては、県が作成したマニュアルが二十一年度にありますので、それに沿った内容で調査をしていただくということになっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そのマニュアルに従ってということであれば、個人的に頼むということ、委託するというのも、個人に委託するということもあり得ることですか。

そうじゃなくて、きちつと法人でなければいけないというふうになってるんですか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

調査の内容が複雑であります。内容としてはですね、まず最初に、今言いましたけど、資産の保存管理計画、それと周辺の環境の保全、そして住民との共同の活用計画、そして修景計画、どのように形を今後作っていくかという修景ですね、そして観光ルート、どのようなルートで流れているのか、人がですね、そして地域振興にどのような地域振興がこの資産を活用することであるのか、そして公共事業との調整、そしてまず大事なものは小値賀のことをよく理解してもらわなければいけないということが最前提になるうかと思えます。

そういうことを含めて、この計画に基づいて作成されたものを印刷・製本まで『報告書』としてあげるといふことで、委託の中に組み込まれていますので、内容的には個人では少し荷が重いかなあというふうな判断をしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私は、「できるのか・できないのか」といふことを聞いております。

今のようにマニュアルの中身を聞けば、なお個人で出来るなと思えます。逆に、役場の教育委員会の中でも出来るなと思つたぐらいです。そう、その調査の、大型な機械を持ち込んでですね、調査しなきゃいけないとかつていう話になれば、こりゃあもう個人では無理な話であります。でも、そういうことは出来ないことはないかと、であれば、小値賀の中身を

よく知ってることが大事だということになれば、島内におけるところの、そういうところに委託は流した方がいいのではないかと思うので、そういう点では「個人で駄目だ」としてゐるなら、もう最初から駄目な話ですから…。

「駄目なんですか？」と聞いてゐるんです。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

「駄目だ」とは言い切れませんが、ただ、この成果品を作るに当っては、無理だろうというふうな判断をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三十九号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第三十九号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第三九号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十九分	—
—	再開	午前	十時	二十九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第三、議案第四〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第四〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について説明いたします。

このたびの補正は、歳入では、国民健康保険税の算定の基となる二十一年度の課税所得及び税率の決定による保険税の補正及び二十一年度繰越額の確定が主なものでございます。

歳出では、保健事業及び前年度国庫支出金返還金に係る予算補正が主なものでございまして、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千七十五万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ五億二千八百五十四万二千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次説明いたします。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税は、一節・医療給付費分現年課税分四千三百六十八万円減額、二節・介護納付金分現年課税分四百九十八万五千円増額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分五百六十五万七千円減額、二目・退職被保険者等国民健康保険税は、一節・医療給付費分現年課税分百九十二万六千円減額、二節・介護納付金分現年課税分六十五万一千円増額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分百五十六万九千円を減額し、補正後の国民健康保険税を七千七百九十五万三千円としております。

第三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金は、二節・特別調整交付金を百八十八万一千円増額し、

補正後の国庫補助金を四千五百八十六万三千円としております。これは、システム最適化と保健事業に係る補助分でございます。

第九款・繰入金、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金は、六百七十七万六千円を増額し、補正後の基金繰入金を六百七十七万七千円としております。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金は、一節・前年度繰越金を五千八百七十一万四千円増額し、補正後の繰越金を六千二百七十一万五千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、二目・連合会負担金は、システム最適化に関する負担金四十四万一千円の増額で、補正後の総務管理費を四百三十一万六千円としております。

第八款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費は、滅菌機の購入費二十九万四千円の増額、二目・保健指導事業費は、臨時の保健師賃金百四十四万円を増額し、補正後の健康管理センター事業費を五百九十九万六千円としております。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金は、前年度分の国庫支出金の返還金として概算一千八百万円を計上し、補正後の償還金及び還付加算金を一千八百万四千円としております。

以上、補正予算の概要を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 今回ですね、六百七十七万六千円繰り入れた後の、基金現在高を教えてください。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 今回、基金繰り入れ六百七十七万六千円後の現在高はですね、一億七千六百八万七千九百七十四円になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 国民健康保険税は、先日、議案第三五号の国民健康保険税条例の一部改正に基づく税率で計算しているということですね。

そうするとですね、繰入金をさつき聞きましたところが一億七千六百万あるわけですけども、まあ現在ではこれでいいでしょうけどね、国民健康保険税が四千七百十九万六千円の減額の穴埋めをですね、財政調整基金を六百七十七万六千円と、それに繰越金が五千八百七十一万四千円で補われているわけですね。

そうした場合、基金があればいいですけど、これがだんだん取り崩して、今年は繰越金も多いようですので、補った格好

になつとりますけども、補正予算編成でこういうふうな事では不安を感じるわけですね、今後のですね、税がそういうふうなことではですね。今基金があったり、繰越金で補っている状況ですが、その点についてどういうふうにお考えですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

国保の財政調整基金につきましては、厚労省からの通達ですね、過去三年間の医療費の平均、その五％に相当する額が好ましいというふうな、そういう通達があつておりまして、それと緊急に要する医療費を見込んだ場合には、その分の二五％以上を、保険給付費の三ヶ月分、そういうもので比較しながら基金を調整しなさいというふうなことで指導が来ております。

そういうふうなことで算定をさせていただきますと、現在、約七千五百万、そういう部分最大見積もつてですね、それだけ基金を厚労省の指示では、七千五百万ぐらいは持ちなさいというふうな指導があつておりますので、それと比較すると、今のところ余裕があるというふうな判断はいたしておりますが、先ほど議員さんが言われるように、年々課税所得が下がつてきておりますので、そういうものも十分加味しながらですね、今後、基金については十分に検討をしなければいけないというふうな考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 以前はですね、財政調整基金は使わないようにということで、ずうっと今まで貯まってるわけですね。そうすると、厚労省が補助金は増やせないのです、基金を今は使いなさいというふうなことでですね。

そうした場合、この調整基金つちゆうのはですよ、国からきているわけですか。調整基金つちゆうか、ここに積み立てる財政調整基金ですね、これは国から年々きているわけですか。交付されてるわけですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

すみません。私の方の説明がちょっとまずかつたせいかも知れませんが、この財政調整基金というのは、町が単独で積み立てる基金でありまして、国からその財源が補填されるということはありませんで、その説明の中でも申しましたように、財政調整基金の目安としてですね、どれくらい、先ほど言いました、そういう率を掛けてその分については町の方ですね、

積み立てておきなさいというような指示があつてるといふようなことで、そういう部分での金額が七千五百万ぐらいという
ような換算になるといふ、そういうことでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 財政調整基金はもちろん自己資金で積み立ててきたわけですね。まあ国庫補助金とか何とかも入っている
ので全部一般財源で積み立てたわけではないですけど、残るような金を幾らかづつ積み立ててきたと……。

で、厚労省がですよ、その積み立てていないところは別として、そういうふうな指導があるつちゆうことは、七千五百万
の、その今のあれをもういっぺん、ようと教えて下さい。

厚労省から三年間の医療費の何とかかんとかつちゆう話でありましたけども、その点をしっかりと教えて下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

過去三年間の保険給付費のですね、平均の五％、これが一応最低ラインなんですけども、それを換算すると、一千八百万
ぐらいになります。それから、緊急に要する医療費を見込んで、上限みたいな感じで算定しますと、その平均の二五％、
過去三年間の平均が三億三百万程度でございますので、その分の二五％ということであれば、七千五百万程度になるとい
うような計算をいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四一号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第四一号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）について説明いたします。

このたびの補正は、認知症グループホームの建設に係る予算計上が主な内容でございます。第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三千五百五十一万三千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ三億八千六十万六千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次説明いたします。

第五款・県支出金、三項・県補助金、三目・事業費補助金で、福祉空間整備事業費補助金二千六百二十五万円、施設開設準備助成事業費補助金五百一十二千円の三千百三十六万二千円を増額し、補正後の県補助金を三千三百一十七千円としております。福祉空間整備事業費補助金は、基礎単価が決まっております。それ掛ける一施設分、施設開設準備事業費補助金も一人当たりの単価が決まっております。五十六万八千円掛ける定員数九人での算定となっております。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金は、平成二十一年度事業の確定に伴う四百十五万一千円の増額計上で、補正後の繰越金を五百十五万一千円としております。

次に、歳出について説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、十九節で、グループホーム建設及び施設開設準備に係る補助金三千百三十六万二千円を計上し、補正後の総務管理費を三千二百七万五千円としております。これは、県の補助額をそのまま交付するものです。

第七款・諸支出金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、二十八節で、前年度分の一般会計への繰り戻しとして、四百十五万一千円を計上し、補正後の繰出金を四百十五万二千円としております。以上、補正予算の概要を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

九番（松永勇治） 直轄事業でありませんので分からないと思いますけれども、大体いつ頃完成の見込みですかね？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

松永議員

現在、設計に入っているような状況ですので、それが大体今月中に出来るというようなことを聞いております。それで、三ヶ月ぐらいかかるというような話も聞いておりますので、そういうのを勘案しますと、完成が十一月ぐらいになって、年度内に開設というような運びになるだろうというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四二号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第四二号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をこ

説明いたします。

この度の予算補正は、人件費で子ども手当の計上と、それに伴う児童手当の減額及び前年度繰越金の額の確定による補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ三十三万五千円を増額し、補正後の総額を八千四百三十三万五千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を百三十万七千円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を二千八百七万二千円といたしました。

五款、一項、一目・繰越金百六十四万二千円の増額は、前年度繰越金の確定によるもので、一項・繰越金の補正後の総額を二百六十四万二千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等二十六万一千円の増額は、子ども手当の職員二名分の計上と、それに伴う児童手当の減額が主なものでございます。四節・共済費七万四千円の増額は、負担率の確定による変更でございます。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を三千七百二十七万三千円といたしました。

以上、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）に係る概要をご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四二号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四二号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四三号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第四三号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説

明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、資本費平準化債の借入額の変更及び前年度繰越金の額の確定によるものと、歳出で、子ども手当の計上と、それに伴う児童手当の減額及び前方終末処理場内の機器修理による補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ六十八万四千円を増額し、補正後の総額を一億九千七十八万四千円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、資本費平準化債の借入限度額を八千七百六十万円から九千九百二十万円へ増額するものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を一千五十六万四千円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を六千八百七十七万六千円いたしました。

五款、一項、一目・繰越金三十五万二千円減額は、前年度繰越金の額の確定によるものです。これにより、一項・繰越金の補正後の総額を六十四万八千円いたしました。

七款、一項、町債、一目・下水道事業債を一千六十万円増額、これは資本費平準化債の限度額の変更によるものです。これにより、一項・町債の補正後の総額を九千九百二十万円いたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等十九万円の増額は、職員一名分の児童手当の減額と、子ども手当の新規の計上が主なものでございます。四節・共済費一万七千円の増額は、負担率の確定による変更です。四目・農業集落排水管理費、十一節・需用費四十七万七千円の増額は、前方終末処理場内の動力制御盤故障に伴う修理費用の計上です。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を三千五百五十二万六千円いたしました。

三款、一項・公債費、一目・元金は、財源の組み替えてございます。

以上、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

加山議員

二番（加山雅徳） 総務管理費の四目ですね、農業集落排水管理費で、修繕料が先ほどの説明では、動力制御盤の修理ということでしたが、金額的に四十七万七千円ですか、どの程度の修理やったんでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

前方終末処理場内の流量調整層というのが、一番最初に下水道から流れ込んでくるタンクがあるんですけども、その中の水位計の故障ですね、例えば、水位計が作動してポンプが稼動するというようなシステムになってるんですけども、その中に入れる水位計がですね、故障してまして、加圧式の水位計ということで、水槽内に投げ込むようになっております。それがちよつと劣化してましてですね、不具合になっていくということで、今回、水位計のシステム自体をですね、フロート式に替えるということで、電気回路からちよつと少し換えんばいかんということで、水位計と、それと制御盤の改造が伴ってきております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四三号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四四号、平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第四四号、平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由

を説明いたします。

今回の補正予算の内容は、二十一年度からの繰越金の額の確定と、子ども手当の予算計上、それに伴う児童手当の減額が主なものです。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ八十五万四千円を追加し、補正後の総額を五千七百七十二万二千元にするものです。

次に、予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、ご説明いたします。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金で、四百五十万円減額し、一千三百五十万円としました。これは、次に説明する二十一年度からの繰越金が大幅に増額となったため、一般会計からの繰入金を減額するものです。

五款、一項、一目・繰越金で、五百三十五万四千円増額し、補正後の額を六百八十三万六千円としました。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費を三十六万八千円増額し、一千五百三十三万二千元としました。

内訳は、三節・職員手当等において、児童手当を十万円減額し、子ども手当を三十九万円計上しました。減額される児童手当の額に対し、子ども手当の額が大きく異なるのは、基本的な支給額が違うこととはもとより、それぞれの制度の対象となる年齢が違ったり、また、年齢や第何子かによって額が違ったりするためです。四節・共済費は、共済組合負担金の率の確定による補正で、七万八千円増額しました。二目・はまゆう運航費においても、同じ理由で六万六千円増額し、二千百三十二万六千円としました。三目・さいかい運航費は、共済費の追加補正だけで、三万八千円増額し、一千七百三十二万円とし、渡船管理費の総額を五千三百九十七万八千円としました。

三款、一項、一目・予備費では、三十八万二千元を追加し、七十八万二千元としています。

以上、平成二十二年小賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由の説明をいたしました。

ご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四五号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第四五号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、一般会計繰入金の減と、平成二十一年度決算による前年度繰越金の確定による変更でございます。

歳出では、異動に伴う人件費の変更、休日代診医師応援謝礼の増額、福岡に本部があります青洲会病院からの看護師招へいのための負担金の増額補正、前年度の一般会計繰入金精算による繰り戻しが主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二千二百七十七千円を増額し、補正後の総額を四億四千四百五十二万七千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金七百万円減額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を三千六百万円にいたすものです。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定いたしましたので、二千七百二十二万七千円増額し、一項・繰越金の補正後の総額を三千七百二十二万七千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料四十万四千円の減額、三節・職員手当等三十一万四千円の増額は、職員の異動、並びに制度改正によるものでございます。四節・共済費三十一万八千円の増額につきましては、負担金率の確定によるものでございます。八節・報償費百八十五千円の増額につきましては、長崎医療センターからの月一回の土曜・日曜日の代診応援に係る謝礼でございます。これにつきましては、以前から、診療所の大住元医師

と今立医師の負担軽減のために月一回の、土曜・日曜日の代診を長崎医療センターに協力をお願いしていましたが、それが今回協力を得られるようになったことによる増額計上でございます。十四節・使用料及び賃借料二十七万五千円の増額は、青洲会病院からの看護師招へいに伴い、看護師宿舎として民家を借りておりますので、その使用料を計上いたしました。十九節・負担金、補助及び交付金四百三十一万円の増額は、青洲会病院からの看護師招へい負担金四百二十五万円の増額と、それに伴う招へい旅費補助六万円の増額計上でございます。二十八節・繰出金は、前年度分の一般会計繰入金金の精算繰戻分として一千三百万円の計上で、一項・総務管理費の補正後の総額を一億九千九百四十七万一千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を六十万九千円増額し、予備費の総額を百三十七万八千円といたしました。

以上、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 一項の総務管理費、一目・一般管理費、十九節・負担金、補助及び交付金ですね、看護師招へい負担金四百二十五万円、これはどっからということとは判つとるわけですけど、四百二十五万円の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

青洲会病院から三ヶ月おきに一名、看護師を派遣していただくように決まっておりますけど、その看護師の給料プラスの

離島手当でということ、プラス五万円、本来の看護師の給料プラス、離島手当の五万円を支払うということで、四百二十五万円計上いたしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 離島手当の五万円は解るんですけど、給料もこの中に入っとるわけですよ…。

給料と離島手当を合わせて一ヶ月幾らで、何ヶ月分というふうな答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

五月からお願しております、五月から来ていただいている方は一応五月から七月までの三ヶ月ということでございます。で、実際三十万円の給料プラス、離島手当の五万円、三十五万円掛け三月。

あと、八月以降の看護師の派遣につきましては、まだはっきりした、いらつしやる方が決まっておりますので、青洲会病院の方に確認しましたら、最高でも三十五万円ぐらいの給料の方を派遣したいということで、三十五万円プラスの離島手当の五万円の、四十万円の、残り八月から三月までの八月分を計上いたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 一般管理費の繰出金に一千三百万計上しております。今回の、他の特別会計においての例に倣えば、歳入におけるところの一般会計繰入金、これが補正前は三千六百万ありますが、そこで大体繰越金との調整を図って、これを減額するという形が他の会計においては行われております。

しかし、ここにおいては補正額を七百万減額をしておいて、更に歳出の方で繰出金として一千三百万を計上しておりますが、この繰出金一千三百万を、歳入の方の一般会計繰入金の方で減額することによって出来たはずなんです、こういうふうに分けた理由を伺います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

三つの方法があったんですけど、一つは一般会計繰入金全額を減額するという方法と、二千万の繰出金を充てるという方法と、今回の補正ですけど、七百万と一千三百万に分けるという方法と三つあったんですけど、財政課の方と相談いたし

まして、二十一年度の一般会計繰入金の赤字補填分として繰り入れた一千三百万円を繰出金でとりあえず戻そうと、残りの七百万円につきまして、今年度の一般会計繰入金で減額しようということになっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 他の会計も同じ選択があつたということなんですが、多分に……

なぜ、この会計だけがそうなのかなあと……。特別にその診療所の会計において特別の性格があるのかなあと思うんですが、整合性をとつてもいいのではないかと思うんですが、どっちに聞けばいいかな？財政課長かな？

それはどう考えたのかつていうことで、全体の特別会計との関連の中で、財政課長、答えて下さい。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

診療所の場合は、一つ、医師確保補助金という格好で、赤字の場合に補填するような仕組みがあつたりして、非常に厳密に収支を出した方がそういった計算をするときにいいということ、比較的診療所はそういうのをきちんとやっております。その他の会計は、法非適用会計だもんですから、どうしても一般会計と特別会計の関係というのが、少し曖昧な部分がございます。そういう形では慣例的にこういうふうにやってきましたわけでございます。

今後は、もう少し企業会計というものを、きちんとするような方向で行きたいと思ひます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願ひます。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四五号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって除斥に該当しますので、小辻議員の退場を求めます。

(小辻隆治郎議員退場)

議長(横山弘藏) 本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) 議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

地方自治法第二百四十四条の二第六項及び先日、議案第三六号でご承認いただきました、地産地消古民家レストランの設置及び管理に関する条例第三条の規定に基づき、提案するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせようとする施設は、八月にオープン予定であります、前方郷三六九四番一に設置されます「地産地消古民家レストランふじまつ」でございます。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷二七九一番地一三の株式会社「小値賀観光まちづくり公社」で、その指定の期間は、平成二十二年八月一日から平成二十七年三月三十一日までとしております。

指定管理者の選定につきましては、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第五条に、「設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると思慮するときは、公募によらず、本町が出資している法人又は公共団体、若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」とあります。

株式会社「小値賀観光まちづくり公社」は、小値賀町も出資をしており、今後、当公社が行う事業展開により、更なる交流人口の増加に結びつき、また、レストラン経営による食材等の計画的な地産地消費により、農業・漁業・商工業にもその相乗効果が期待できるものであり、今回、選定が適当だと思われれます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 古民家そのものですね、町民の大事な財産でございますので、指定することには異議はありませんけれども、町民の関心が非常に高うございます。

そういうことで、ひとつしつかりとですね、見据えた上で指導をしていただきたいというふうを考えます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、しっかりとした運営計画をやらせていきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦 英明） このレストランの「ふじまつ」の登記は、どういうふうになってますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

ただいま改修工事等を行っております。表示登記につきましては、それが完成してから登記は行いたいというふうな思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 登記するところはどこでしょうか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

小値賀町でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 株式会社小値賀観光まちづくり公社、この内容は、前に一応聞いたことあるんですけども、詳しい内容を私解りませんので、判る範囲内で結構ですけど、教えていただけませんか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

まちづくり公社につきましては、現在、出資金が九百八十万程度に上ると聞いております。

事業に関しましては、この地産地消古民家レストランとか体験交流館とかを基本としまして、交流人口の増加、観光客の誘致、そういったものに寄与するものと考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） これはもう略して、そしたら「公社」と言います。

この公社とですね、IT協会と言いますか、それはどのような関係になりますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

小値賀観光まちづくり公社は、NPO法人おちかアイランドツーリズム協会から、観光の産業化を目指して独立した、社会貢献型の法人で、積極的な観光の推進を目標としている法人でございます。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

― 休憩　午前　十一時　二十八分　―

― 再開　午前　十一時　三十一分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也）　お答えいたします。

　I T協会と観光まちづくり公社は、それぞれ独立しておりますけども、まちづくり公社の方が旅行業の免許を取得しております。それを通じてI T協会の方へいろんな情報を流したりとか、施策の件で連携をとったりとかということは出来るというふうに思っております。

　あくまでもI T協会とまちづくり公社は、それぞれの独立した団体だと考えております。

議長（横山弘藏）　浦　議員

五番（浦　英明）　私は総務の方におりまして、産建の方では何回もこういうふうな委員会があつて、十分に承知しておるというふうに聞いております。

　私はその点をちよつと承知してないので聞いておるわけなんですけども、今の説明で解りましたけども、私がなぜ聞いているのかと言いますと、I T協会は小値賀町からの補助をもらつてやっておりますね。このまちづくり公社っていうのは、民間が立ち上げてやっておりますので、そこはもう分離して別々にやっておりますんだということで説明は解りました。

　でないと、補助金を流しているところと、まちづくり公社が変な具合にまとまったら、おかしいですもんね。

　だから、そこら辺りを聞いたんですよ。それで説明は解りました。

　ちよつとまた質問を変えます。

（浦議員、一旦着席する。）

議長（横山弘藏）　浦議員、まだ質問は続きますか。

五番（浦　英明）　ちよつと休憩よかですか。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

― 休憩　午前　十一時　三十三分　―

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 昨日、条例についてもいろいろ質問しましたが、今回この指定管理の指定についてですね、今から規則の方作っていくんでしょうが、要はこの公社が仮に可決されて指定されたとした場合ですね、メンテの方ですね、要するに維持・補修、そういう場合のですね、どちらがするのか、例えば台風等々でやられた場合、当然、建物を請け負った業者には瑕疵担保つちゆうことで、施工上、問題があった部分については修理するでしょうけど、それ以外の、まあ不可抗力と言いますか、避けられないそういう災害の場合の修理関係ですね、そこら辺はどう考えておられますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

台風等における破損等につきましては、保険等の関係で町が行うこととなっております。その他の維持・補修等につきましては、公社の方で行うようになると思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） もうそこら辺がですね、非常に…、まあ管理者って言いますか、大元は、役場の方が管理者ですから、そこら辺の、何って言うんですか、契約上ですね、規則にも謳うんでしょうが、もうちよっと具体的ににとった方がですね、例えば、あつてはならんことでしょうか、火事になった場合とかですね、そりゃあ、管理者とすれば管理者は大元は役場ですから、そこら辺の賠償問題等々ですね、そこら辺まで考えておられますかね？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

火災等のご質問がありましたけども、もちろん火災等の保険には入っております。その後のですね、管理上の上で、規則通りで公社の方とも話してですね、例えば、敷地内を全面「禁煙」にするとかといったようなことは今後話し合っていくたいとは思っております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） その火災保険とか何とかに対応できる分だけを町が負担するんでしょうか。

それとも、保険が該当せずに不慮の災害と人的災害とは分けたときに、不慮の災害の場合は、やむを得ない事情で起きる事故、台風とか火災とか、しかし、保険には該当しない軽微な金額まで役場の方が、小値賀町の方が保障するのかどうか、どういう考えをもっていますか伺います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	三十九分	―
―	再開	午前	十一時	四十九分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

レストランの建物に関する諸々のことにつきましては、公社と町との方で『協定書』を結びまして、その中で検討していきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

二十一年度当初予算の折ですね、古民家事業に不本意ながら賛成をしたわけでございます。賛成したからには、この事業の推進を図りまして、成功に導かなければならないというふうに思っております。

この古民家事業については、旅館業法・旅行業法等のノウハウを持った所でないと思いが出来ないと考えます。したがって、指定管理者の指定については、株式会社小値賀観光まちづくり公社が妥当だというふうに考えております。ただし、公社は設立したばかりで、実績がなく未知数でもあり、小値賀の住民の方々は不安を抱いております。大げさに言えば、家屋・土地等を担保にして金を借り、焦げ付いて倒産したらどうするのか、また外国人等を対象にするのだから文化の違いでトラブルを起こし、損害賠償等が発生したらどうするのか、こういうふうな不安を抱いております。また、JTB、アレックス・カー、『庵』、そういった上からの目線で動いております、住民不在が感じられてならないところでもあります。

小値賀の財産を使い、また税金を投入して仕事をするわけですから、小値賀町民の理解と協力を求めなければならぬと思っております。公社の内容を情報公開し、『おぢか新聞』等に掲載し、住民に説明等、更に広く知らしめて納得の上、協力いただく必要があると思っております。

このことを提言申し上げまして、私は、議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定について賛成いたします。

以上、討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第四七号、地産地消古民家レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十三分	—
—	再開	午後	一時	二十七分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十、議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第二百四十四条の二第六項及び、先日、議案第三七号でご承認いただきました、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例第三条の規定に基づき、ご提案するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせようとする施設は、小値賀町柳郷七七二番地二及び小値賀町笛吹郷一六〇〇番地一に設置される二軒の古民家島暮らし体験交流館、「こんどう邸」と「はまだ邸」でございます。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷二七九一番地一三の株式会社「小値賀観光まちづくり公社」で、その指定の期間は、平成二十二年八月一日から平成二十七年三月三十一日までとしております。

本事業に関する指定管理者の選定につきましても、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第五条の規定によって、議案第四七号の古民家レストラン整備事業同様、株式会社「小値賀観光まちづくり公社」に町が出資していること、また、この選定候補公社が、柳・笛吹それぞれ地域の特徴を堪能できる交流館の活用事業の展開を行う上で、町内の農業・漁業等の体験を通しての更なる交流人口の増加に結びつき、町経済の活性化に繋がることが考えられることから、今回選定が適当だと思われまます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） この二つの、「こんどう邸」と「はまだ邸」の登記はどういうふうになってますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

登記については、小値賀町になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 町長にお尋ねします。

「こんどう邸」につきましては、前、町長と私と行きまして、確認をした経緯があります。

その内容については、「小値賀町に自分の財産を譲るのだから、これをずっと小値賀町で管理して下さい。」と、そして、極端に言えば、「人手に渡るようなことはありませんよね。」というふうなことで、「町長サイドばかりじゃなく、私も議員の一員として来ておりますので、そのようなことはない。」というふうに申し上げておきましたので、確認の意味でお尋ねしますけども、『協定内容』にもよるかと思えますけども、そういったことがないということを答弁していただければと思いますけど…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

土地の方も家屋の方もですね、町の方に一応いただいておりますので、ただ指定管理をするというだけでございますので、最後までですね、小値賀町の財産として管理をするというふうに約束いたしておりますので、そのままですね、管理をさせていただきます。というふうには思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 今の答弁で結構でございますけども、その後、協定と言いますか、契約と言いますか、そういった交わ

した資料というのは、ありますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一応ですね、登記の分だけの方は全部終わって、そしていろいろの小さい分野については、会社の方ですね、結構早くですね、もし家族の方が来るということであれば、そこは無償であけますということになっておりますので、それは年数が過ぎても変わらないというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

この古民家事業につきましては、旅館業法・旅行業法等のノウハウを持った所でない仕事が出来ない。

したがって、指定管理者の指定については、株式会社小値賀観光まちづくり公社が妥当だと考えます。

ただし、小値賀町民は公社のことをよく解っておりません。

これは、四七号でも言いましたけども、家屋・土地を担保にして金を借り、焦げ付いたらどうするのかと、外国人等に対しても文化の違いでトラブルを起こし、損害賠償が発生したらどうなるのかと、こういうふうな不安をもっております。

また、JTB、アレックス・カー等の、上から目線で動いております、住民不在というふうな考え方をしておりますようです。

小値賀の町の財産を使って、税金を投入して仕事をやるわけですから、小値賀町民の理解と協力を求めなければ

ならないというふうに思います。そのためには公社の内容を情報公開し、『おぢか新聞』等にも掲載し、また住民に十分に説明等、更に広く知らしめて納得の上、協力いただく必要があると思います。

このことを提言いたしましたして、私は、議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について賛成をいたします。

以上、討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第四八号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
—	午 後	—
—	午 後	—
—	一 時	—
—	三 十 七 分	—

（小辻隆治郎議員入場）

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十一、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十四、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十五、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十二年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

― 午後 一時 四十分 閉会 ―